

## 大阪府情報公開審査会答申（大個審答申第 423 号）

### 〔勤務日誌個人情報部分開示決定審査請求事案〕

（答申日：令和 8 年 3 月 19 日）

#### 第一 審議会の結論

大阪府警察本部長が行った部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に記載した情報については開示すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、以下の内容で個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

令和〇年〇月と〇月頃に〇〇の警察官に取り扱ってもらった記録

- 2 実施機関は、令和 5 年 5 月 8 日付けで、法第 82 条第 1 項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

・勤務日誌 2 号用紙（〇〇警察署：令和〇年〇月〇日・〇〇交番）

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち（1）に掲げる部分を除いた部分を開示することとする個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（1）開示しないことと決定した部分

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影

イ 担当者の判断

（2）開示しない理由

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影が記載されており、これを開示することにより、当該警察職員及びその家族等に危害が加えられるおそれがあり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 担当者の判断

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、担当者の判断が記載されており、これを開示することにより、今後同種の事案につき率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 3 令和〇年〇月〇日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、大阪府公安委員会（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

- 1 不開示部分の開示の裁決、理由の取り消しの裁決を求める。
- 2 開示請求時の期間内にある令和〇年〇月〇日の個人情報記録の開示の裁決を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

(略)

### 第五 実施機関の主張要旨

- 1 実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 弁明の趣旨

「実施機関の本件処分に違法、不当はない。」との裁決を求める。

#### (2) 本件処分の理由等

##### ア 本件処分の根拠規定について

##### (ア) 法第 78 条第 1 項について

法第 78 条第 1 項は、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を定めたものである。

##### (イ) 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、公共の安全等に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示となる旨を定めたものである。

##### (ウ) 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のイからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる旨を定めたものである。

「イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な

- われるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(3) 本件処分の適法性、妥当性について

ア 本件請求に係る保有個人情報の特定について

本件請求は、請求内容を「令和〇年〇月と〇月頃に〇〇の警察官に取り扱ってもらった記録」とするものであり、審査請求人からの聴取により、令和〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に〇〇について大阪府〇〇警察署の警察官に取扱いを受けた記録であることが判明したことから、実施機関は、本件請求日において実施機関が保有する大阪府〇〇警察署において作成、取得された保有個人情報を調査した結果、令和〇年〇月〇日については、審査請求人の保有個人情報を記録した文書が存在せず、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を記録した文書として、本件対象文書を特定したものである。

イ 不開示とした各部分の適法性、妥当性について

(ア) 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影

警察業務は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定されているとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。また、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の規定等に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯罪現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者等と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。そして、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害が加えられ、ひい

ては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。とりわけ、警部補以下の警察職員の場合は、現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、以前にこれらの職務に従事していたことがある、又は重要事件等発生時や所属内での配置変更等によりこれらの職務に従事することが予想されるなどから、氏名等を不開示とする必要があるというべきであり、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影は、法第78条第1項第5号に該当する情報であるといえる。

(イ) 担当者の判断

当該部分には、本件事案取扱いをした警察官の判断が記載されており、これを開示することにより、今後当該若しくは同種の事案につき、率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の目的が達成できなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する情報であるといえる。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、〇〇などと主張するが、本件処分の適法性、妥当性については(3)のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、本件処分は法の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 諮問機関における審査請求人の口頭意見陳述に対する主張は、概ね次のとおりである。

(1) 個人情報の開示請求時に特定の日時を指定して請求した場合、万一記憶違いがあった場合は、開示対象の文書が存在しないということを理由とした不開示決定となるおそれがあり、そのような事態を避けるために、ある程度の日時の幅を持たせて請求してもらっている。今回の請求を受け付ける際、その旨の説明をして、日時をこちらが検索可能な範囲である程度幅を持たせて請求書を記載してもらおうようお願いして、理解いただいたと考えている。また、法第127条においても、行政機関は請求を受け付ける際には、請求者の利便性を考慮した適切な措置を講ずるものとするとしてされており、今回の措置も法第127条の規定の趣旨に沿った適正なものであったと考えている。

(2) 記録文書が「存在せず」とあるがどうということなのかという審査請求人からの質問に対しては、弁明書に記載のとおり、〇月〇日の取扱いについては、審査請求人の保有個人情報を記録した文書が存在しないということである。また、来訪日時の記録が開示されないことは適正なのかとの質問については、審査請求人の開示請求内容を調査した結果、審査請求人の保有個人情報を記録した文書が存在しないためであり、適正であると考えている。また〇〇との質問については、各警察官が取扱い内容などに応じて書面に記録するか否かを判断しているため、記録しないこともある。

(3) 警部補以下の警察職員の印影を不開示としたのは警察業務が反感、反発を招きやすい業務

であり、開示されると個人が特定され、当該警察職員はもとより、かけがえのない家族が襲撃を受ける等危害を加えられるおそれがあるなど、弁明書に記載した理由であり、審査請求人がそのような危惧がある方という訳ではなく、誰からの請求であっても同様の対応をするものである。担当者判断が開示である理由についても、弁明書に記載のとおり、法律の規定に基づくものであって、審査請求人が言われるような不利益な内容が記載されているなどという理由で不開示としていることは一切ない。また、担当者判断が適切かどうかについて、本審査請求で審査する内容は、保有個人情報の開示請求に対し行った部分開示決定の内容であり、記載されている内容が適切か否かではないため、回答は差し控える。

- (4) 当時なぜ記録をしていなかったのか、担当者に確認したところ、直近で同様の取扱いがあり、その内容の説明に行ったので、あえて〇月〇日の取扱いについては記載していなかったということである。それをもって、審査請求人が嘘をついているとは全く思っていない。記録があれば当然開示すべき文書であると思うが、警察官が取扱いをした事実はあるが、書面として残っていなかった、という結論である。審査請求人宅には行ったが、直近で同じ取扱いをしており、その説明をしたもので、〇月〇日についてはあえて記載はしていなかったということである。

### 3 審議会における実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

#### (1) 令和〇年〇月〇日の文書が存在しないことについて

令和〇年〇月〇日、警察官は審査請求人の言うとおり、審査請求人の申出に基づき対応しているものの、先の取扱いに対しての説明を行ったとの認識であり、勤務日誌への記載は必要ないと判断した。

勤務日誌は、取扱状況を記載するものではあるが、防犯指導等の取扱いは勤務日誌に記載しないこともあり、運用上すべての取扱いを記載するわけではなく、警察官の判断により記載がなされる。

そのため、同日の勤務日誌には審査請求人の保有個人情報が記載されておらず、不存在である。

#### (2) 担当者の判断を開示とした理由について

当該不開示部分を開示すると、審査請求人の申告を受け、対応した警察官の判断による記載を開示することになる。

開示請求者に同人の個人情報の開示をするため可能性は低いものの、不開示部分である、担当者の判断により記載された箇所を第三者が知った場合、今回の事案はもとより、同種の事案のあった場合の警察担当者の判断を類推させることとなるなど、今後同種の警察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

## 第六 諮問機関の主張要旨

理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで提起した、法第 82 条第 1 項の規定に基づく実施機関

の本件処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件処分は法に基づき行われており、妥当であると考えている。

## 第七 審議会の判断理由

### 1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件処分において、令和〇年〇月〇日の記録がないこと、「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影」及び「担当者の判断」が不開示となっていることについて不服である旨を述べている。

実施機関は、対象文書の特定については前記第五の1（3）ア及び3（1）のとおり不存在であり、本件対象文書の不開示部分については、

- ・「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影」は法第78条第1項第5号に該当する情報

- ・「担当者の判断」は法第78条第1項第7号に該当する情報

と主張している。

そこで、開示請求に係る保有個人情報の原則開示義務を実施機関等に課す同条第1項の趣旨及び本件対象文書を見分した結果を踏まえて、以下のとおり、本件対象文書の特定の当否及び上記の同項各号に係る不開示情報該当性について検討する。

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書について、実施機関は勤務日誌2号用紙（〇〇警察署：令和〇年〇月〇日・〇〇交番）を特定し、審査請求人に本件処分を行っているが、審査請求人は、令和〇年〇月〇日に警察職員2名が自宅に来訪した、〇〇である、存在しない理由が不明、不適切である、と主張している。

一方、実施機関の説明では、勤務日誌は、取扱状況を記載するものではあるが、防犯指導等の取扱いは勤務日誌に記載しないこともあり、運用上すべての取扱いを記載するわけではなく、警察官の判断により記載がなされる。そのため、令和〇月〇日の勤務日誌には審査請求人の保有個人情報が記載されておらず、不存在とした、とのことである。そこで、当審議会が当該勤務日誌を見分しようとしたところ、当該勤務日誌は既に廃棄されているとのことであり、当該勤務日誌に審査請求人の個人情報が記載されていたかは確認できなかった。

しかしながら、大阪府警察行政文書管理規則及び大阪府警察行政文書管理規程に基づいて当該勤務日誌の廃棄過程を確認したところ、行政の説明責任ないし証拠保全の観点から当該勤務日誌について保存期間を延長しなかったことにつきやや疑念を覚えるものの、当該廃棄過程に本件処分の違法又は不当を裏付けるほどの事実は認められなかった。

また、そもそも実施機関の内部規定によれば、勤務日誌自体は作成しなければならないが、取扱事案の概要を記録しておくものと定められているにとどまり、全ての行動記録を記録しなければならない定めにはなっていないとのことである。

以上によれば、令和〇年〇月〇日に警察官が審査請求人方に訪れていることは、審査請求

人からの資料や実施機関の説明からも事実であると思われるが、担当警察官は令和〇年〇月〇日の申告時にした説明を同年〇月〇日に再度行ったとの認識であったことからすると、当該訪問時の記録が勤務日誌に記載されていないことが不合理であるとまではいえない。その他、実施機関の説明に不自然な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

よって、令和〇年〇月〇日付けの審査請求人に係る個人情報保有していなかったとする実施機関の主張に不合理な点は認められず、本件請求時の担当職員の対応を含めて、本件対象文書の特定の仕方の特段不合理な点は認められない。

(2) 「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影」について

ア 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、都道府県の機関等が、開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると都道府県の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報について、不開示情報であると規定している。

ここでいう「支障を及ぼすおそれがあると都道府県の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断については、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、都道府県の機関等の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

イ 法第 78 条第 1 項第 5 号の該当性について

一般に警察職員は、他の公務員と異なり犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発や反感を招きやすい立場にある。

それゆえ、その氏名等個人の特特定につながる情報を開示すると、警察職員に報復を企てる者等からの加害行為を容易にするなど、警察職員及びその家族に対して危害が及ぶ可能性があり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影」を法第 78 条第 1 項第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、実施機関が示した不開示理由の「警察職員及びその家族等に危害が加えられるおそれがあり」等の記載について、「非常に不快である」旨の主張をしている。しかし、実施機関の当該不開示理由は審査請求人との関係について殊更に着目したのではなく、その内容にも不合理な点は認められないため、審査請求人の主張は上記判断を左右するものではない。

(3) 「担当者の判断」について

ア 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行

政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを例示的に掲げている。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

イ 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

「担当者の判断」部分を審議会において見分したところ、当時の状況を示した客観的事実と思われる記載が認められ、その記載内容も簡潔な情報であった。

よって、本件対象情報におけるこれらの記載箇所を開示したとしても、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められるとはいえないことから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとの実施機関の主張は認められず、他の不開示情報にも該当しないことから、当該箇所については開示することが妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、「第一 審議会の結論」のとおり答申するものである。

(答申に関与した委員の氏名)

重本 達哉、三成 美保、池田 晴奈、石塚 武志、竹村 登茂子、結城 圭一

別表

本件対象文書	開示が妥当と判断した部分
勤務日誌 令和○年○月○日 ○○交番	審査請求人に係る個人情報部分 1行目 全文 7行目 4文字目から全文（印影を除く。）